

信用保証対象外業種

対象外業種	摘 要
農 業	<p>次の業種を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 荒茶、仕上茶の製造業 ・ 蚕種製造業 ・ 蚕種製造の請負業 ・ 菌床栽培方式きのこ生産業 ・ かいわれ大根製造業 ・ 人工ふ卵設備を有する鶏卵ふ化業 <p style="text-align: right;">} 製造加工設備を有する ものに限る。</p>
農業的サービス業	<p>次の業種を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人工ふ卵設備を有するふ卵請負業 ・ 獣医業 ・ 家畜貸付業 ・ 園芸サービス業 ・ 蹄鉄修理業
林 業	<p>次の業種を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 木材伐出業及び木材伐出請負業 ・ 製造加工設備を有する製薪業（請負含む）と木炭製造業（請負含む）
狩 猟 業	全 業 種
漁 業	全 業 種
水 産 養 殖 業	加工まで一貫して行う真珠養殖業を除く。
金 融、 保 険 業	生命保険媒介業、損害保険代理業、損害査定業、共済事業媒介代理業、少額短期保険代理業を除く。
<p>卸売業のうち右に該当するもの</p> <p>小売業（飲食店を除く）のうち右に該当するもの</p> <p>物品賃貸業のうち右に該当するもの</p> <p>宿泊業のうち右に該当するもの</p> <p>インターネット付随サービス業のうち右に該当するもの</p>	<p style="text-align: right;">} 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（「風営法」という）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業（店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業）を営むもの。</p> <p>風営法第2条第6項第4号に規定する店舗型性風俗特殊営業（モーター、ラブホテル等）を営むもの。</p> <p>風営法第2条第8項に規定する映像送信型性風俗特殊営業（アダルトサイト）を営むもの。</p>

対象外業種	摘 要
<p>飲食業のうち右の①または②に該当するもの</p> <p>特殊浴場業のうち風俗関連営業</p> <p>娯楽業のうち風俗関連営業</p> <p>競輪・競馬等の競走馬場</p> <p>競輪・競馬等の競技団</p> <p>パチンコホール</p> <p>ビンゴゲーム場</p> <p>射的場・スロットマシン場</p> <p>芸 ぎ 業</p> <p>競輪・競馬等予想業</p> <p>場外馬券及び車券売場</p> <p>芸 ぎ 周 旋 業</p> <p>興信所のうち身元調査等個人のプライバシーに係わる調査を主に行うもの</p> <p>易断所・観相業</p> <p>相場案内業</p> <p>集金業・取立業</p> <p>学 校</p> <p>宗教・政治・経済・文化団体その他の非営利事業及び団体（NPO法人を除く）、LLP（有限責任事業組合）</p>	<p>①風営法第3条の風俗営業または同法第31条の特定遊興飲食店営業の許可を受けているもののうち、社会的批判をうける恐れのあるもの、または特に高級なもの。</p> <p>②風営法第32条の深夜における飲食店の規制の適用を受けているもののうち、特に高級なもの。</p> <p>置屋及び検番を除く。</p> <p>公共料金またはこれに準ずるものに関する集金・取立業を除く。</p> <p>学校法人が経営するもの。</p>